

例

記入例 〔赤字の部分〕

時間外労働及び休日労働に関する協定書

●●運送株式会社 代表取締役 ●●●● (以下「甲」という。) と、
 ●●運送株式会社 労働者代表 自動車運転者 ●●●● は、
 労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法が定める法定労働時間（1週40時間、1日8時間）並びに変形労働時間制の定めによる労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間（以下「時間外労働」という。）及び労働（以下「休日労働」という。）における労働（以下「休日労働」という。）

労働者の代表には、使用者の意向に基づいた者は認められず、管理監督者でない者から適切な方法で選出しなければなりません。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないように努める。
 第2条 甲は、就業規則第▲▲条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることとする。

該当する条文がない場合は空白のまま提出してください。

| | 時間外労働をさせる必要のある 具体的事由 | 業務の種類 | 従事する 労働者数 (満18歳 以上の者) | 1日を超える一定の期間 (起算日) | | | | 期 間 |
|--------------------------------------|---|--------|--------------------------------|----------------------|----------------------|----------------|---------------|---|
| | | | | 1 日 | 1日を超える一定の期間 (起算日) | | | |
| | | | | | 2 週 (4月1日) | 1 ヶ月 (4月1日) | 1 年 (4月1日) | |
| ① 下記②に 該当しない 労働者 | <ul style="list-style-type: none"> ・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に 対処するため ・一時的な道路事情の 変化等によって到着時刻 に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対処 するため | 自動車運転者 | 10名 | 7時間 | 52時間 | 100時間 | 1,116時間 | 令和●年 4月1日 から 令和●年 3月31日 まで |
| ② 1年単位の 変形労働時間制 により労働する 労働者 | <ul style="list-style-type: none"> ・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に 対処するため ・一時的な道路事情の 変化等によって到着時刻 に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対処 するため | 自動車運転者 | 10名 | 7時間 | 52時間 | 127時間 | 1,150時間 | 令和●年 4月1日 から 令和●年 3月31日 まで |

2024年4月1日以降は、特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間になります。

2. 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（厚生労働省告示。以下「改善基準」という。）に定める1ヵ月についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

例

第3条 甲は、就業規則第▲▲条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

該当する条文がない場合は空白のまま提出してください。

| 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 従事する労働者数 (満18歳以上の者) | 始業及び終業の時刻 | |
|--------------------|--------|------------------------|---|--|
| 需要の季節的な増大に対処するため | 自動車運転者 | 10名 | <ul style="list-style-type: none">・法定休日のうち、2週を通じ1回・始業及び終業時刻は、あらかじめ運行予定表で定められた始業及び終業の時刻とする。 | 令和●年 4月 1 日 から 令和●年 3月 3 1 日 まで |

2. 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める1ヵ月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第5条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第6条 第2条の表における2週、1ヵ月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日は、いずれも令和●年 4月 1日とする。

2. 本協定の有効期間は、令和●年 4月 1日から令和●年 3月 31日までとする。

令和●年 ●月 ●日

労働者代表職名氏名 自動車運転者 ●●●● (印)
使用者職氏名 ●●●● 運送株式会社
代表取締役 ●●●● (印)